

別紙 1

定期健康診断受診費助成額及び受診上限人数（第 3 条関係）

令和 6 年 4 月 1 日現在

優先順位	会員事業者	非会員事業者
受診上限人数 ※注 1	1 事業者あたり 25 人まで	1 事業者あたり 5 人まで
1 人あたりの助成額 ※注 2	2, 000 円	400 円

※注 1 常時使用される運転者のみ対象

※注 2 1 人あたりの助成額を下回った場合は、実費分とする。